

依頼人が身体的な理由で文字を書けない場合

※ この委任状は、③代筆者の方がすべてを記入してください。

※ ①依頼人と②代理人の本人確認書類（運転免許証、資格確認書等）の原本をお持ちください。

委 任 状 (代理人選任届)

栃木市長 あて

年 月 日

①依頼人 たのむ人 ※本人確認書類の原本が必要です。

住 所

氏 名

(印)

生年月日

明・大・昭・平・令 年 月 日

電話番号

( )

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

②代理人 窓口に来る人 ※本人確認書類の原本が必要です。

住 所

氏 名

【代理人に委任する手続きに○をつけてください】

- 戸籍に関する証明書の請求及び受領（戸籍謄抄本、戸籍の附票、身分証明書など）
- 住民票に関する証明書の請求及び受領（住民票の写し、住民票記載事項証明など）
- 住民異動届出（住所や世帯の変更）
- 印鑑登録・印鑑登録廃止に関する手続き
- その他（ ）

③代筆者 ②代理人（窓口に来る人）以外の人

依頼人は、

理由：\_\_\_\_\_のために文字が書けないので

住所：\_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_\_ (印)

が本人に確認のうえ代筆しました。

【②代理人の方へ】

- 窓口で申請用紙を正しく記入できない場合は、申請を受付できません。
- 個人番号（マイナンバー）、住民票コードを記載した住民票は依頼人宛に郵送します。  
住民票の料金のほかに110円の切手代が必要です。

【③代筆する方へ】

- 窓口に来る②代理人以外の人が、すべて手書きで書いてください。
- パソコンなどで印字された委任状や、消しゴムなどで文字が消えてしまう委任状は受付できません。
- 【①依頼人】と【③代筆者】欄に押印してください。

■偽りその他不正な手段により交付を受けたときには、30万円以下（戸籍法133条、住民基本台帳法47条）の罰金に処せられます。